

# 受託研究契約書

大阪成蹊大学（以下「甲」という）と〔企業・団体名〕（以下「乙」という）は、次の各条項によって受託研究契約を締結する。

（研究の課題）

第1条 甲は、乙の委託により次の受託研究を実施するものとする。

「  
」に関する研究

（研究期間）

第2条 受託研究の期間は、契約日から平成 年 月 日までとする。

（研究に要する経費）

第3条 受託研究に要する経費は、金 円とする。（消費税を含む）

（研究経過中間報告）

第4条 甲は、受託研究の実施にあたり、乙より中間報告を求められたときは、研究に支障のない範囲で報告を行うものとする。

（研究成果の報告）

第5条 甲は、受託研究の実施にあたり、期限内に研究を完了し、速やかにその結果を乙に報告するものとする。

（研究経費の納入）

第6条 乙は、研究に要する経費（以下「研究経費」という。）を本契約締結日の翌日から起算して 日以内に甲の指定する銀行口座に一括して振り込むものとする。

（機材・用具等の帰属）

第7条 乙が甲に納入した研究経費により取得した機材・用具等の備品は、甲に帰属するものとする。

（研究の中止等）

第8条 やむを得ない事由により当該研究を途中で中止しようとするとき、または研究期間の変更、あるいは研究内容の変更がある場合は、甲乙双方で協議するものとし、いずれかが一方的に中止、または変更することはできないものとする。

2 乙の都合により研究の全部、または一部を取り消し、もしくは中止する場合は、甲は乙が納入した研究経費を返還しないものとする。また、甲の都合により研究の全部、または一部を取り消し、もしくは中止した場合は、甲は研究経費の全部、または一部について乙に返還するものとする。

(損害のために必要な経費)

第9条 受託研究の実施に関し発生した損害(第三者におよぼした損害を含む)のために生じた必要経費は、甲が負担するものとする。ただし、それらの損害が乙の責めに帰する事由の場合にあたっては、乙が負担するものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第10条 甲は、この契約によって生じる権利または義務を第三者に譲渡、または、承継してはならない。ただし、書面により乙の承諾を得たときには、この限りではない。

(研究成果の取り扱い)

第11条 受託研究契約により、発明、考案、意匠、著作物等の技術的成果が生じた場合、甲乙協議のうえ、取り扱いを決定する。

(秘密の保持)

第12条 甲は、受託研究の実施にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(研究成果の公表)

第13条 甲は、受託研究完了の翌日から起算し、3ヶ月以降受託研究によって得られた研究成果について発表、もしくは、公開する。ただし、発表もしくは公開されることが、将来期待される利益を著しく侵害する恐れがあると判断されるときは、甲乙協議のうえ、取り扱いを決定するものとする。

(契約外の事項)

第14条 この契約に定めない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ一通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲：京都府長岡京市調子1丁目25-1  
大阪成蹊大学

学 長

Ⓜ

乙：所在地  
企業(団体名)  
代表者名

Ⓜ